

茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表（修正骨子案）

新	旧
<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 (略) 第2 社会的条件 1 人口※ 本市の人口は、<u>令和〇年〇月〇日</u>現在<u>〇〇〇, 〇〇〇人</u>であり、1 km²当たりの人口密度は、およそ<u>〇, 〇〇〇人</u>です。(※修正時点の直近の数値を反映)</p>	<p>P 4 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 (略) 第2 社会的条件 1 人口 本市の人口は、<u>令和4年2月1日</u>現在<u>243, 799人</u>であり、1 km²当たりの人口密度は、およそ<u>6, 829. 1人</u>です。</p>
<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進 第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割 (略) 第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関 (略) (1) 農林水産省関東農政局神奈川県拠点 ア 略 イ 略 ウ 食品の<u>需給</u>・価格動向等に関すること (2) 略 (3) 総務省関東総合通信局 ア <u>非常通信</u>の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 イ 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM) <u>による災害対応支援</u> ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施 オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</p>	<p>P 1 4 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割 (略) 第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関 (略) (1) 農林水産省関東農政局神奈川県拠点 ア 略 イ 略 ウ 食品の<u>需要</u>・価格動向等に関すること (2) 略 (3) 総務省関東総合通信局 ア <u>非常無線通信</u>の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営<u>に関すること</u> イ 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM) <u>の派遣に関すること</u> ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し<u>に関すること</u> エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施<u>に関すること</u> オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供<u>に関すること</u></p>

新	旧
<p>(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) <u>東京ガスネットワーク株式会社</u> ア 略 イ 略 ウ 略 (5) 日本赤十字社神奈川県支部 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ その他<u>応急対応</u>に必要な業務</p>	<p>(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) <u>東京ガスグループ</u> ア 略 イ 略 ウ 略 (5) 日本赤十字社神奈川県支部 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ その他<u>災害救護</u>に必要な業務</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 (略) 第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 <u>企画政策部、くらし安心部、都市部</u> (略) 1 災害リスクの周知 市は、市民等に対して、ハザードマップの配布、広報紙やホームページ、防災講座等により、津波や液状化、<u>長周期地震動</u>等の大地震発生時の地域の災害リスクについて周知します。</p>	<p>P30 第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 (略) 第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 <u>企画部、市民安全部、都市部</u> (略) 1 災害リスクの周知 市は、市民等に対して、ハザードマップの配布、広報紙やホームページ、防災講座等により、津波や液状化等の大地震発生時の地域の災害リスクについて周知します。</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>第2 自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発 くらし安心部、消防本部</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 自主防災組織活動の共有</p> <p><u>市は、自主防災組織の活動事例を集約し、紙面やホームページなどにより個々の団体の取り組みを周知・共有することで、同様の課題を有する団体の課題解決を側面から支援し、自主防災組織が相互に活動を高めていけるような環境を構築します。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 くらし安心部、こども育成部、消防本部、消防団、教育総務部</p> <p>(略)</p> <p>2 防災教育の推進</p> <p>保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう防災教育を図ります。</p> <p>また、市は、<u>学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進</u>や教職員等に対する防災研修会等を開催する等、防災教育の充実を図ります。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2 自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、消防本部</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、こども育成部、消防本部、教育推進部</p> <p>(略)</p> <p>2 防災教育の推進</p> <p>保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう防災教育を図ります。</p> <p>また、市は、教職員等に対する防災研修会等を開催する等、防災教育の充実を図ります。</p> <p>(略)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第4節 地域防災力の強化</p> <p>(略)</p> <p>【現状】</p> <p>○市には、現在1消防団本部と22分団 (<u>定員427人</u>) が組織され、4地区(茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出)に分かれて活動を行っています。(令和5年4月1日現在)</p>	<p>P35</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第4節 地域防災力の強化</p> <p>(略)</p> <p>【現状】</p> <p>○市には、現在1消防団本部と22分団が組織され、定員の<u>427人</u>が4地区(茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出)に分かれて活動を行っています。(平成30年4月1日現在)</p>

新	旧
<p>○市内には、令和<u>5</u>年4月現在、135自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。</p> <p>○市は、平成13年度より、地域 防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和<u>5</u>年2月現在、<u>2,616</u>名（うち女性<u>761</u>名）の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。</p> <p>(略)</p> <p>第2 自主防災組織の育成 くらし安心部、自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>2 自主防災組織に対する支援</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 補助金の交付</p> <p>市は、自主防災組織が行う防災訓練や防災資機材の整備等に対し、茅ヶ崎市<u>くらし安心部</u>防災対策課所管に係る補助金交付要綱に基づき、補助金を交付します。</p> <p>(略)</p>	<p>○市内には、令和<u>3</u>年4月現在、135自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。</p> <p>○市は、平成13年度より、地域 防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和<u>2</u>年2月現在、<u>2,420</u>名（うち女性<u>706</u>名）の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。</p> <p>(略)</p> <p>第2 自主防災組織の育成 市民安全部、自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>2 自主防災組織に対する支援</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 補助金の交付</p> <p>市は、自主防災組織が行う防災訓練や防災資機材の整備等に対し、茅ヶ崎市<u>市民安全部</u>防災対策課所管に係る補助金交付要綱に基づき、補助金を交付します。</p> <p>(略)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第5節 地域における要配慮者への支援体制</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難行動要支援者支援制度の確立 くらし安心部、福祉部</p> <p>(略)</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成します。<u>なお、作成に際してはデジタル技術を活用するよう検討します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>P39</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第5節 地域における要配慮者への支援体制</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難行動要支援者支援制度の確立 市民安全部、福祉部</p> <p>(略)</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成します。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>2 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者の同意が得られない場合を除き、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（「個別避難計画」）の作成に努めます。また、個別避難計画の作成にあたっては、地域におけるハザードの状況や対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度、居住実態等を考慮し、優先度の高い対象者から順に進めます。 （略）</p> <p>3 避難行動要支援者の情報の把握及び管理 （略） なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に留意し、目的外の利用、又は盗難若しくは外部への漏えいをしないよう適切な措置を講じます。</p> <p>4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の利用及び提供 （略） （避難支援等関係者） ①消防機関 ②警察 ③自治会 ④自主防災組織 ⑤民生委員児童委員 ⑥地域包括支援センター <u>⑦個別避難計画の作成支援を行う福祉事業者</u> （略）</p>	<p>2 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者の同意が得られない場合を除き、避難支援等関係者や福祉事業者と連携し、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（「個別避難計画」）の作成に努めます。また、個別避難計画の作成にあたっては、地域におけるハザードの状況や対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度、居住実態等を考慮し、優先度の高い対象者から順に進めます。 （略）</p> <p>3 避難行動要支援者の情報の把握及び管理 （略） なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、個人情報の保護に関する法律や茅ヶ崎市個人情報保護条例に留意し、目的外の利用、又は盗難若しくは外部への漏えいをしないよう適切な措置を講じます。</p> <p>4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の利用及び提供 （略） （避難支援等関係者） ①消防機関 ②警察 ③自治会 ④自主防災組織 ⑤民生委員児童委員 ⑥地域包括支援センター （略）</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第6節 防災訓練の実施 （略）</p> <p>第4 地震災害警戒本部、災害対策本部運営訓練 経営総務部、くらし安心部</p> <p>1 略</p> <p>2 市は、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部活動の活動方針の策定等、統括調整部による本部員会議の意思決定補佐や統括調整部と各部の総合調整などを適切に実施できることを目標とした図上訓練等を実施します。なお、図上訓練では、市の実情に基づいた最悪事態の想定等を付与した上で、統括調整部及び各部局の対応や関係者間の連絡・調整機能を検証しつつ、発災前の時点から可能な限りの備えを整え、防災対策の基本的理念である被害</p>	<p>P 4 2</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第6節 防災訓練の実施 （略）</p> <p>第4 地震災害警戒本部、災害対策本部運営訓練 総務部、市民安全部</p> <p>1 略</p> <p>2 市は、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部活動の活動方針の策定等、統括調整部が本部員会議の意思決定機能を適切に補佐することを目的とした図上訓練等を実施します。</p>

新		旧																									
<u>の最小化と迅速な回復を図れるよう訓練を実施します。</u>																											
<p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 防災空間の確保</p> <p>(略)</p> <p>第1 防災空間の確保 くらし安心部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部</p> <p>部</p> <p>(略)</p> <p>2 防災空間の整備</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">防 災 拠 点</td> <td>行政拠点</td> <td>略 市庁舎、<u>保健所</u>、支所等</td> </tr> <tr> <td>地区防災拠点</td> <td>略 略</td> </tr> <tr> <td>物資拠点</td> <td>略 市の備蓄倉庫、<u>茅ヶ崎公園野球場</u>、(株)茅ヶ崎青果地方卸売市場、その他物資の集積を行う場所</td> </tr> <tr> <td>活動拠点</td> <td>略 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療拠点</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第3 避難場所等の指定 くらし安心部、福祉部</p> <p>(略)</p> <p>2 指定避難所の指定</p> <p><u>(1) 指定一般避難所</u></p> <p>市長は、災害対策基本法第49条の7に基づく指定一般避難所について、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した際に、被災者が一定期間滞在し避難生活を送る施設として、同法施行令第20条の6 <u>第1号から第4号まで</u>を踏まえ次の基準を満たす施設を指定します。</p>		防 災 拠 点	行政拠点	略 市庁舎、 <u>保健所</u> 、支所等	地区防災拠点	略 略	物資拠点	略 市の備蓄倉庫、 <u>茅ヶ崎公園野球場</u> 、(株)茅ヶ崎青果地方卸売市場、その他物資の集積を行う場所	活動拠点	略 略	医療拠点	略	略	<p>P47</p> <p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 防災空間の確保</p> <p>(略)</p> <p>第1 防災空間の確保 市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部</p> <p>(略)</p> <p>2 防災空間の整備</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">防 災 拠 点</td> <td>行政拠点</td> <td>略 市庁舎、支所等</td> </tr> <tr> <td>地区防災拠点</td> <td>略 略</td> </tr> <tr> <td>物資拠点</td> <td>略 市の備蓄倉庫、<u>総合体育館</u>、(株)茅ヶ崎青果地方卸売市場、その他物資の集積を行う場所</td> </tr> <tr> <td>活動拠点</td> <td>略 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療拠点</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第3 避難場所等の指定 市民安全部、福祉部</p> <p>(略)</p> <p>2 指定避難所の指定</p> <p>市長は、災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所について、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した際に、被災者が一定期間滞在し避難生活を送る施設として、同法施行令第20条の6を踏まえ次の基準を満たす施設を指定します。</p>		防 災 拠 点	行政拠点	略 市庁舎、支所等	地区防災拠点	略 略	物資拠点	略 市の備蓄倉庫、 <u>総合体育館</u> 、(株)茅ヶ崎青果地方卸売市場、その他物資の集積を行う場所	活動拠点	略 略	医療拠点	略	略
防 災 拠 点	行政拠点		略 市庁舎、 <u>保健所</u> 、支所等																								
	地区防災拠点		略 略																								
	物資拠点		略 市の備蓄倉庫、 <u>茅ヶ崎公園野球場</u> 、(株)茅ヶ崎青果地方卸売市場、その他物資の集積を行う場所																								
	活動拠点		略 略																								
	医療拠点		略																								
		略																									
防 災 拠 点	行政拠点	略 市庁舎、支所等																									
	地区防災拠点	略 略																									
	物資拠点	略 市の備蓄倉庫、 <u>総合体育館</u> 、(株)茅ヶ崎青果地方卸売市場、その他物資の集積を行う場所																									
	活動拠点	略 略																									
	医療拠点	略																									
		略																									

新	旧
<p>(略)</p> <p><u>(2) 指定福祉避難所</u> <u>市長は、災害対策基本法第49条の7に基づき、指定一般避難所等での生活が困難な障がい者や高齢者等の要配慮者を受入れる施設として、同法施行令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定することを推進します。なお、指定福祉避難場所の指定に向けた設備整備にあたっては緊急防災・減災事業債を活用するなど、機能強化を図ります。</u></p> <p>3 その他の避難所等の確保</p> <p>(1) 福祉避難所 市は、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等の要配慮者のため、施設がバリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として使用<u>できるよう</u>、社会福祉施設等との協定締結を進めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第5 造成地の災害防止 都市部</p> <p>1 災害防止に関する指導、監督 <u>宅地造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査及び当該工事の施工に対する指導、監督を通して行います。</u></p> <p>(1) <u>災害危険度の高い区域</u> <u>地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めません。</u></p> <p>(2) <u>人口崖面の安全措置</u> <u>宅地造成により生ずる人口崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導します。</u></p> <p>(3) <u>軟弱地盤の改良</u> <u>宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導します。</u></p> <p>2 大規模盛土造成マップの作成・公表 <u>大規模盛土造成地の存在を周知し、市民の宅地防災に対する理解を深め</u></p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 その他の避難所等の確保</p> <p>(1) 福祉避難所 市は、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等の要配慮者のため、施設がバリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として使用<u>します。</u> <u>市は、福祉避難所を確保するため、社会福祉施設等との協定締結を進めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>ることを目的として大規模盛土造成地マップを作成・公表します。</u></p> <p>第6 地盤沈下の防止 環境部</p> <p><u>地盤沈下は、地下水の過剰揚水に起因する現象であり、一度発生すると地盤は復元しません。このため、市は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により地下水の過剰な採取を抑制して、その未然防止に努めます。</u></p> <p>1 地盤の監視、地下水採取に関する指導</p> <p><u>市は、地盤沈下把握のため、水準測量を行い、地盤の変動量の調査を行います。</u></p> <p><u>また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、一定規模以上の揚水施設を設置して地下水を採取している者は、地下水の採取量の測定及び水位の測定を行います。</u></p>	
<p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第2節 道路・橋りょう・下水道の整備 (略)</p> <p>第4 下水道の地震対策 下水道河川部</p> <p>市は、「茅ヶ崎市下水道総合地震対策計画」に基づき、公共下水道の管理施設の耐震化を進めます。また、同計画に基づき、緊急輸送道路に埋設された管路や避難所、病院等の「防災拠点」から排水を受ける管路の耐震化を優先的に進めます。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>P 5 1</p> <p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第2節 道路・橋りょう・下水道の整備 (略)</p> <p>第4 下水道の地震対策 下水道河川部</p> <p>市は、「茅ヶ崎市下水道総合地震対策計画」に基づき、公共下水道の管理施設の耐震化を進めます。</p> <p>また、「茅ヶ崎市下水道整備計画」に基づき、緊急輸送道路に埋設された管路や避難所、病院等の「防災拠点」から排水を受ける管路の耐震化を優先的に進めます。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第3節 建築物等の防災対策 (略)</p> <p>【現状】</p> <p>○令和4年1月1日時点の市内の住宅(戸建て、共同住宅、木造、非木造)の耐</p>	<p>P 5 2</p> <p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第3節 建築物等の防災対策 (略)</p> <p>【現状】</p> <p>○平成29年1月1日現在の市内の住宅(戸建て、共同住宅、木造、非木造)の耐</p>

新	旧
<p>震化の割合は、全体の<u>89.3%</u>(建物戸数より算出。茅ヶ崎市調査による)となっています。</p> <p>○<u>令和3年3月末時点</u>の市内の木造建築物の割合は、全体の<u>56.5%</u>(延べ床面積より算出)となっています。(出典「第<u>11</u>回都市計画基礎調査」) (略)</p>	<p>耐震化の割合は、全体の<u>82.9%</u>(建物戸数より算出。茅ヶ崎市調査による)となっています。</p> <p>○<u>平成28年1月1日現在</u>の市内の木造建築物の割合は、全体の<u>53.7%</u>(延べ床面積より算出)となっています。(出典「第<u>10</u>回都市計画基礎調査」) (略)</p>
<p>第3章 災害に強いまちづくり 第7節 事前復興対策 (略)</p> <p>第1 <u>復興事前準備の推進</u> 都市部</p> <p>市は、<u>被害の最小化と早期復興を実現するため</u>、事前復興の必要性を重視し、計画的に復興まちづくりを進め、災害発生直後であっても、できる限り円滑な復興対策を実施できるよう<u>復興事前準備</u>に取り組みます。</p> <p>1 <u>事前復興計画の策定</u> (略)</p> <p>そのため、災害時に速やかに復興計画を策定するための事前対策として、<u>被災後の混乱した状況下においても、市職員が円滑に復興業務を行えるようマニュアル整備を進める他</u>、市民や市民団体、企業等の意見を踏まえながら、事前に準備しておくべき事項を整理し、<u>事前復興計画の策定</u>に取り組みます。 (略)</p>	<p>P58 第3章 災害に強いまちづくり 第7節 事前復興対策 (略)</p> <p>第1 <u>茅ヶ崎市震災復興対策マニュアルの策定</u> 都市部</p> <p>市は、<u>被災した市民が1日も早く平常の生活を再開できるよう</u>、事前復興の必要性を重視し、計画的に復興まちづくりを進め、災害発生直後であっても、できる限り円滑な復興対策を実施できるよう<u>震災復興対策マニュアルの策定</u>に取り組みます。</p> <p>1 <u>事前復興対策</u> (略)</p> <p>そのため、災害時に速やかに復興計画を策定するための事前対策として、市民や市民団体、企業等の意見を踏まえながら、事前に準備しておくべき事項を整理し、<u>震災復興対策マニュアルの策定及び検証を進めます。</u> (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第2節 災害情報受伝達体制の充実 (略)</p> <p>第4 <u>通信手段の整備や連携体制の構築</u> くらし安心部、消防本部、消防団</p> <p>市は、災害時に効果的な通信手段を確保するため、地域防災無線(防災用MCA無線)、消防救急無線、衛星電話等の更なる整備を進め、平常時からその取扱訓練や点検を実施<u>することで、連携体制の構築を図ります。</u></p>	<p>P63 第4章 平常時の対策 第2節 災害情報受伝達体制の充実 (略)</p> <p>第4 <u>通信手段の整備</u> 市民安全部、消防本部、消防団</p> <p>市は、災害時に効果的な通信手段を確保するため、地域防災無線(防災用MCA無線)、消防救急無線、衛星電話等の更なる整備を進め、平常時から<u>その取扱訓練や点検を実施します。</u></p>

新	旧
<p>第4章 平常時の対策 第3節 救助・救急、消火活動体制の充実 (略) 第1 消防力の整備・強化 消防本部、消防団 1 常備消防 市は、地震火災対策を推進するため、消防力の整備・強化を図り、延焼防止に対処します。 本市における常備消防力は、1消防本部、1消防署、<u>2分署、4出張所</u>を有し、消防車、救急車等の車両を配備し、災害に備えています。災害時においてこれらの消防力を最大限活用するとともに、消防力の強化を図り、茅ヶ崎市消防計画に基づく有事即応体制を確立します。</p>	<p>P 6 5 第4章 平常時の対策 第3節 救助・救急、消火活動体制の充実 (略) 第1 消防力の整備・強化 消防本部、消防団 1 常備消防 市は、地震火災対策を推進するため、消防力の整備・強化を図り、延焼防止に対処します。 本市における常備消防力は、1消防本部、1消防署、<u>5出張所</u>を有し、消防車、救急車等の車両を配備し、災害に備えています。災害時においてこれらの消防力を最大限活用するとともに、消防力の強化を図り、茅ヶ崎市消防計画に基づく有事即応体制を確立します。</p>
<p>第4章 平常時の対策 第4節 医療救護・保健活動体制の充実 【現状】 (略) ○令和<u>5</u>年3月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が<u>1, 7 3 3</u>人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。 (略) 【課題】 ○略 ○略 ○略 ○略 <u>○茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の運営体制の整備が必要です。</u> ○略 ○略</p>	<p>P 6 7 第4章 平常時の対策 第4節 医療救護・保健活動体制の充実 【現状】 (略) ○令和<u>3</u>年3月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が<u>1, 6 5 4</u>人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。 (略) 【課題】 ○略 ○略 ○略 ○略 <u>(新設)</u> ○略 ○略</p>

新	旧
<p>第4章 平常時の対策 第5節 津波対策 (略)</p> <p>第1 津波に関する防災知識の普及・啓発 くらし安心部、経済部、自主防災組織 (略)</p> <p>1 津波ハザードマップの作成及び配布 市は、県が作成した津波浸水<u>予測</u>図に基づき、津波ハザードマップを作成し、市民等に配布することにより、津波が発生した場合の浸水想定区域や避難方法等の周知・啓発に努めます。 (略)</p>	<p>P70 第4章 平常時の対策 第5節 津波対策 (略)</p> <p>第1 津波に関する防災知識の普及・啓発 市民安全部、経済部、自主防災組織 (略)</p> <p>1 津波ハザードマップの作成及び配布 市は、県が作成した津波浸水<u>想定</u>図に基づき、津波ハザードマップを作成し、市民等に配布することにより、津波が発生した場合の浸水想定区域や避難方法等の周知・啓発に努めます。 (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第6節 避難対策 (略)</p> <p>第2 避難所運営体制の強化 くらし安心部、文化スポーツ部、保健所、配備職員、自主防災組織 1 避難所運営体制の強化 大規模な災害発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となることが想定されます。そのため、市は、災害対策地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者で避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。 <u>このほか、指定避難所等の良好な生活環境を継続的に確保するために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する防災リーダーの確保・養成に努めます。</u> (略)</p> <p>第3 防災資機材等の整備 くらし安心部、自主防災組織</p>	<p>P72 第4章 平常時の対策 第6節 避難対策 (略)</p> <p>第2 避難所運営体制の強化 市民安全部、文化生涯学習部、保健所、配備職員、自主防災組織 1 避難所運営体制の強化 大規模な災害発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となることが想定されます。そのため、市は、災害対策地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者で避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。 (略)</p> <p>第3 防災資機材等の整備 市民安全部、自主防災組織</p>

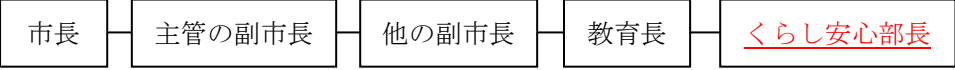
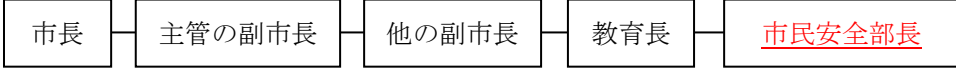
新	旧
<p>市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災資機材等の備蓄を進めます。<u>市は、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。</u></p> <p>また、市は要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めます。</p> <p>第4 要配慮者の避難対策 くらし安心部、文化スポーツ部、福祉部、<u>こども育成部</u>、自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>1 障がい及び高齢者等への対応</p> <p>市は、<u>指定一般避難所等での生活が困難な障がい者や高齢者等を受入れる施設として、指定福祉避難所の指定を推進するとともに</u>、社会福祉施設等と障がい者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。</p> <p>市は、福祉避難所の防災機能の整備を図るため、障がい者及び高齢者等に配慮した防災資機材の備蓄に努めます。<u>また、停電時の電源確保を図るため、蓄電池等の整備に努めます。</u>また、災害時の連絡手段として、地域防災無線（防災用MCA無線）を整備するとともに、災害時に有効活用できるよう日頃から通信訓練を実施します。</p> <p>(略)</p>	<p>市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災資機材等の備蓄を進めます。</p> <p>また、市は、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めます。</p> <p>第4 要配慮者の避難対策 市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、<u>保健所</u>、自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>1 障がい者及び高齢者等への対応</p> <p>市は、<u>避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な障がい者及び高齢者等の支援措置として</u>、社会福祉施設等と障がい者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。</p> <p>市は、福祉避難所の防災機能の整備を図るため、障がい者及び高齢者等に配慮した防災資機材の備蓄に努めます。また、災害時の連絡手段として、地域防災無線（防災用MCA無線）を整備するとともに、災害時に有効活用できるよう日頃から通信訓練を実施します。</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 保健衛生・防疫対策 環境部・<u>下水道河川部</u>・保健所</p> <p>(略)</p> <p>6 トイレ対策</p> <p>市は、災害時においても衛生状態を保持するため、速やかに仮設トイレを設置できるよう避難所等での備蓄を進めます。</p> <p>また、し尿収集委託業者や仮設トイレのリース業者から、速やかに仮設ト</p>	<p>P 7 7</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 保健衛生・防疫対策 環境部・<u>保健所</u></p> <p>(略)</p> <p>6 トイレ対策</p> <p>市は、災害時においても衛生状態を保持するため、速やかに仮設トイレを設置できるよう避難所等での備蓄を進めます。</p> <p>また、し尿収集委託業者や仮設トイレのリース業者から、速やかに仮設ト</p>

新	旧
<p>イレを調達できるよう体制を整備する<u>とともに、マンホールトイレの普及・整備を進めます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>イレを調達できるよう体制を整備<u>します。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 (略) 第1 飲料水の備蓄及び確保 くらし安心部、文化スポーツ部、建設部、下水道河川部、教育総務部 (略) 2 飲料水の確保 (1) 市は、飲料水の確保対策として飲料水兼用貯水槽（100m³）、<u>市営プールや屋内温水プール</u>、公立小・中学校等の耐震性プールを適正に管理するとともに活用体制を整えます。 (略) 第4 要配慮者等への配慮 くらし安心部 市は、食料、生活必需物資等の備蓄にあたっては、高齢者、障がい者、女性、乳幼児、<u>食物アレルギーを有する者</u>等や季節性に配慮した食料及び生活必需物資等の検討を行い、備蓄を進めます。 (略)</p>	<p>P79 第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 (略) 第1 飲料水の備蓄及び確保 市民安全部、文化生涯学習部、建設部、下水道河川部、教育総務部 (略) 2 飲料水の確保 (1) 市は、飲料水の確保対策として飲料水兼用貯水槽（100m³）、公立小・中学校等の耐震性プールを適正に管理するとともに活用体制を整えます。 (略) 第4 要配慮者等への配慮 市民安全部 市は、食料、生活必需物資等の備蓄にあたっては、高齢者、障がい者、女性、乳幼児等や季節性に配慮した食料及び生活必需物資等の検討を行い、備蓄を進めます。 (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第10節 教育・保育対策 【現状】 ○略 <u>○災害発生時には、園児、児童、生徒の安全を第一に、避難誘導、保護者への引き渡し等を実施しています。</u> ○略 ○市には指定等文化財として、令和5年4月1日時点で 国指定5件、県指定9件、市指定31件、国登録7件の文化財があるほか、<u>博物館</u>などの施設には未</p>	<p>P82 第4章 平常時の対策 第10節 教育・保育対策 【現状】 ○略 (新設) ○略 ○市には指定等文化財として、令和3年4月1日時点で 国指定7件、県指定9件、市指定31件、国登録7件の文化財があるほか、<u>文化資料館</u>などの施設に</p>

新	旧																		
<p>指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。</p> <p>(略)</p> <p>第3 実効性のある避難訓練の実施 こども育成部、<u>消防本部、消防団、教育総務部、施設管理者</u></p> <p>保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒に対し、<u>消防団員等が参画した体験的・実践的な</u>防災教育を図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、その実施にあたっては地域と連携した取り組みを図るよう努めます。</p> <p>また、障がいがある園児、児童、生徒の避難については、個々の状況に合わせた迅速に対応できる体制を整えるとともに、実効性のある避難訓練とその検証を重ねます。</p> <p>(略)</p>	<p>は未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。</p> <p>(略)</p> <p>第3 実効性のある避難訓練の実施 こども育成部、教育推進部、施設管理者</p> <p>保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒に対し、<u>積極的に</u>防災教育を図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、その実施にあたっては地域と連携した取り組みを図るよう努めます。</p> <p>また、障がいがある園児、児童、生徒の避難については、個々の状況に合わせた迅速に対応できる体制を整えるとともに、実効性のある避難訓練とその検証を重ねます。</p> <p>(略)</p>																		
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第12節 緊急輸送道路等の確保対策</p> <p>【現状】</p> <p>○ (略)</p> <p>○災害応急対策活動で使用する可能性のある、市の所有する車両や協定締結先の車両について、<u>緊急通行車両の確認申出</u>を行い、<u>証明書</u>の交付を受けています。</p> <p>(略)</p> <p>第1 緊急輸送道路等の指定 くらし安心部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所</p> <p>1 緊急輸送道路の指定</p> <p><u>県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する路線を緊急輸送道路として事前に指定しています。</u></p> <table border="1" data-bbox="129 1273 1088 1423"> <tr> <td data-bbox="129 1273 338 1347">第1次緊急輸送道路</td> <td colspan="2" data-bbox="338 1273 1088 1347">高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="338 1347 618 1385">路線名</td> <td data-bbox="618 1347 1088 1385">区間</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="338 1385 618 1423">略</td> <td data-bbox="618 1385 1088 1423">略</td> </tr> </table>	第1次緊急輸送道路	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。			路線名	区間		略	略	<p>P 8 5</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第12節 緊急輸送道路等の確保対策</p> <p>【現状】</p> <p>○ (略)</p> <p>○災害応急対策活動で使用する可能性のある、市の所有する車両や協定締結先の車両について、緊急通行車両事前届出を行い、届出済証の交付を受けています。</p> <p>(略)</p> <p>第1 緊急輸送道路等の指定 市民安全部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所</p> <p>1 緊急輸送道路の指定</p> <p><u>県は、県庁、広域拠点、市町村災害対策本部、物資受入港（湘南港）等及び隣接都県の主要路線と接続する幹線道路を緊急輸送道路として指定しています。</u></p> <table border="1" data-bbox="1146 1273 2105 1423"> <tr> <td data-bbox="1146 1273 1323 1347">第1次路線</td> <td colspan="2" data-bbox="1323 1273 2105 1347">高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの<u>重要路線</u>で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1323 1347 1626 1385">路線名</td> <td data-bbox="1626 1347 2105 1385">区間</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1323 1385 1626 1423">略</td> <td data-bbox="1626 1385 2105 1423">略</td> </tr> </table>	第1次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの <u>重要路線</u> で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。			路線名	区間		略	略
第1次緊急輸送道路	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。																		
	路線名	区間																	
	略	略																	
第1次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの <u>重要路線</u> で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。																		
	路線名	区間																	
	略	略																	

新		旧	
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
第2 略		第2 略	
第3 略		第3 略	
第4 緊急通行車両の事前の <u>確認申出</u> 経営総務部、各部		第4 緊急通行車両の事前届出 財務部、各部	
1 略		1 略	
2 緊急通行車両の事前の <u>確認申出</u> 手続き 市は、応急対策活動を迅速に行うため、応急対策活動で使用する市所有の車両や協定締結先等の車両について、神奈川県警察本部等に事前 <u>に確認申出</u> を行い、 <u>緊急通行車両確認証明書</u> の交付を受けておくよう努めます。		2 緊急通行車両の事前届出手続き 市は、応急対策活動を迅速に行うため、応急対策活動で使用する市所有の車両や協定締結先等の車両について、神奈川県警察本部に事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けておくよう努めます。	
第4章 平常時の対策 第13節 ライフライン等の応急復旧対策 (略)		P 8 8 第4章 平常時の対策 第13節 ライフライン等の応急復旧対策 (略)	
第5 都市ガス施設 東京ガスネットワーク(株) <u>東京ガスネットワーク(株)</u> は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガス製造・供給設備の耐震性強化を進めるとともに、施設の機能確保、ガスの遮断装置等の安全装置の設置、非常設備の整備、供給停止地域を最小限に抑えるための供給エリアのブロック分け等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。 (略)		第5 都市ガス施設 東京ガスグループ <u>東京ガスグループ</u> は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガス製造・供給設備の耐震性強化を進めるとともに、施設の機能確保、ガスの遮断装置等の安全装置の設置、非常設備の整備、供給停止地域を最小限に抑えるための供給エリアのブロック分け等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。 (略)	
第4章 平常時の対策		P 9 4 第4章 平常時の対策	

新	旧
<p>第17節 ボランティアの受入体制の充実強化 (略)</p> <p>第1 ボランティアの活動環境の整備 福祉部、環境部、監査事務局、市社会福祉協議会</p> <p>1 市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアの活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。その際、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修・訓練を実施できるような体制の整備、災害時におけるボランティアの活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議等の整備を推進します。</p> <p>(略)</p>	<p>第17節 ボランティアの受入体制の充実強化 (略)</p> <p>第1 ボランティアの活動環境の整備 福祉部、環境部、監査事務局、市社会福祉協議会</p> <p>1 市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアの活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。その際、災害時におけるボランティアの活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議等の整備を推進します。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 災害応急対策活動の方針等 (略)</p> <p>第2 主要な災害応急対策の基本的な考え方</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 消火・救助・救急 (略)</p> <p>救急活動にあたっては、災害の規模や状況によりトリアージを実施し、緊急度・重症度の高い傷病者を優先的に処置・搬送します。</p>	<p>P101</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動 災害応急対策活動の方針等 (略)</p> <p>第2 主要な災害応急対策の基本的な考え方</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 消火・救助・救急 (略)</p> <p>救急活動にあたっては、災害の規模や状況によりトリアージを実施し、緊急度・重要度の高い傷病者を優先的に処置・搬送します。</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第1節 災害対策本部の設置及び運営 第1 災害対策本部組織 統括調整部各班、くらし安心部</p>	<p>P104</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動 第1節 災害対策本部の設置及び運営 第1 災害対策本部組織 統括調整部各班、市民安全部</p>

新	旧
<p>1 略</p> <p>2 災害対策本部 (略) (2) 意思決定の順位 (略)</p>  <p>3 組織 (略)</p> <p>(2) 統括調整部の活動 統括調整部は、<u>くらし安心部</u>防災対策課及び重要な応急対策の主管課職員によって組織され、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部の活動方針の策定、重要な応急対策に係る実施計画や対策案の検討・調整を行い、本部長及び本部員会議の意思決定を補佐するとともに、必要に応じて各部に対し必要な指示を行います。</p> <p>(3) 各部の活動 災害対策本部の各部班は、本部長及び本部員会議が決定した対策実施方針や実施構想等に基づき必要な応急対策活動を実行します。 また、必要に応じ統括調整部 <u>とともに実施構想を検討するほか</u>、細部の実施計画や実施要領を検討し、その結果に基づき応急対策活動を実施します。</p> <p>(略)</p> <p>(次ページ)</p>	<p>1 略</p> <p>2 災害対策本部 (略) (2) 意思決定の順位 (略)</p>  <p>3 組織 (略)</p> <p>(2) 統括調整部の活動 統括調整部は、<u>市民安全部</u>防災対策課及び重要な応急対策の主管課職員によって組織され、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部の活動方針の策定、重要な応急対策に係る実施計画や対策案の検討・調整を行い、本部長及び本部員会議の意思決定を補佐するとともに、必要に応じて各部に対し必要な指示を行います。</p> <p>(3) 各部の活動 災害対策本部の各部班は、本部長及び本部員会議が決定した対策実施方針や実施構想等に基づき必要な応急対策活動を実行します。 また、必要に応じ統括調整部 <u>が検討した実施構想に基づき</u>細部の実施計画や実施要領を検討し、その結果に基づき応急対策活動を実施します。</p> <p>(略)</p> <p>(次ページ)</p>

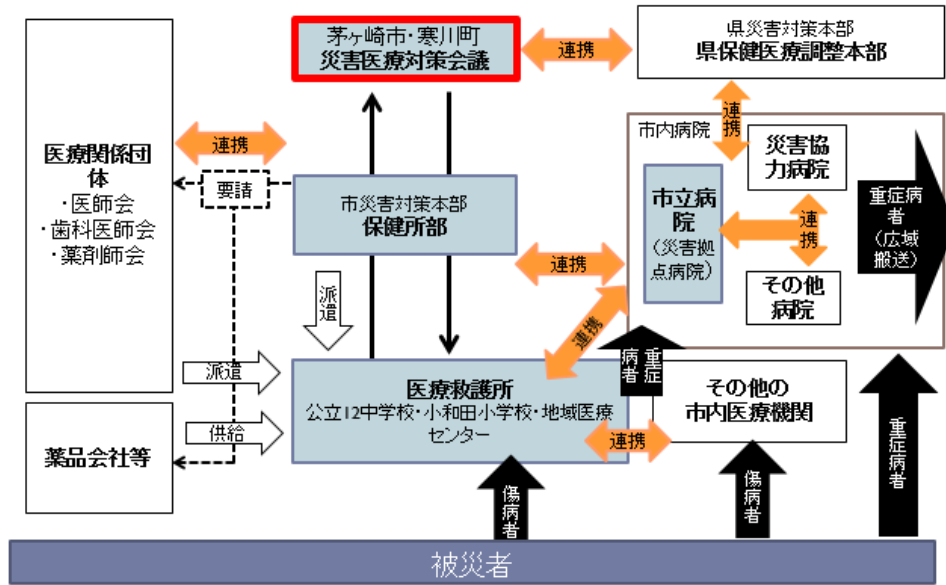
新	旧												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="141 292 472 347">本部員会議</td> <td data-bbox="517 368 837 424">統括調整部</td> <td data-bbox="869 292 1097 347">各部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 347 472 1086"> 本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） <u>経営総務部長</u> <u>企画政策部長</u> <u>くらし安心部長</u> <u>市民部長</u> 経済部長 <u>文化スポーツ部長</u> 福祉部長 こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 保健所長 保健所副所長 副病院長兼事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 教育総務部長 教育推進部長 教育指導担当部長 </td> <td data-bbox="517 424 837 724"> 総括・情報班 避難所対策班 救援物資対策班 保健医療対策班 要配慮者対策班 衛生・災害廃棄物対策班 被災者生活再建対策班 応急復旧対策班 </td> <td data-bbox="869 347 1097 935"> <u>経営総務部</u> <u>企画政策部</u> <u>くらし安心部</u> <u>市民部</u> 経済部 <u>文化スポーツ部</u> 福祉部 こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 保健所部 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部 </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	本部員会議	統括調整部	各部	本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） <u>経営総務部長</u> <u>企画政策部長</u> <u>くらし安心部長</u> <u>市民部長</u> 経済部長 <u>文化スポーツ部長</u> 福祉部長 こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 保健所長 保健所副所長 副病院長兼事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 教育総務部長 教育推進部長 教育指導担当部長	総括・情報班 避難所対策班 救援物資対策班 保健医療対策班 要配慮者対策班 衛生・災害廃棄物対策班 被災者生活再建対策班 応急復旧対策班	<u>経営総務部</u> <u>企画政策部</u> <u>くらし安心部</u> <u>市民部</u> 経済部 <u>文化スポーツ部</u> 福祉部 こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 保健所部 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 292 1478 347">本部員会議</td> <td data-bbox="1509 368 1830 424">統括調整部</td> <td data-bbox="1874 292 2112 347">各部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 347 1478 1086"> 本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） <u>総務部長</u> <u>企画部長</u> <u>財務部長</u> <u>市民安全部長</u> 経済部長 <u>文化生涯学習部長</u> 福祉部長 こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 保健所長 保健所副所長 <u>病院長</u> 副病院長兼事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 教育総務部長 教育推進部長 教育指導担当部長 </td> <td data-bbox="1509 424 1830 740"> 総括・情報班 <u>広域連携班</u> <u>災害時広報対策班</u> 避難所対策班 救援物資対策班 保健医療対策班 要配慮者対策班 衛生・災害廃棄物対策班 被災者生活再建対策班 応急復旧対策班 </td> <td data-bbox="1874 347 2112 935"> <u>総務部</u> <u>企画部</u> <u>財務部</u> <u>市民安全部</u> 経済部 <u>文化生涯学習部</u> 福祉部 こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 保健所部 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部 </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	本部員会議	統括調整部	各部	本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） <u>総務部長</u> <u>企画部長</u> <u>財務部長</u> <u>市民安全部長</u> 経済部長 <u>文化生涯学習部長</u> 福祉部長 こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 保健所長 保健所副所長 <u>病院長</u> 副病院長兼事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 教育総務部長 教育推進部長 教育指導担当部長	総括・情報班 <u>広域連携班</u> <u>災害時広報対策班</u> 避難所対策班 救援物資対策班 保健医療対策班 要配慮者対策班 衛生・災害廃棄物対策班 被災者生活再建対策班 応急復旧対策班	<u>総務部</u> <u>企画部</u> <u>財務部</u> <u>市民安全部</u> 経済部 <u>文化生涯学習部</u> 福祉部 こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 保健所部 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部
本部員会議	統括調整部	各部											
本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） <u>経営総務部長</u> <u>企画政策部長</u> <u>くらし安心部長</u> <u>市民部長</u> 経済部長 <u>文化スポーツ部長</u> 福祉部長 こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 保健所長 保健所副所長 副病院長兼事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 教育総務部長 教育推進部長 教育指導担当部長	総括・情報班 避難所対策班 救援物資対策班 保健医療対策班 要配慮者対策班 衛生・災害廃棄物対策班 被災者生活再建対策班 応急復旧対策班	<u>経営総務部</u> <u>企画政策部</u> <u>くらし安心部</u> <u>市民部</u> 経済部 <u>文化スポーツ部</u> 福祉部 こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 保健所部 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部											
本部員会議	統括調整部	各部											
本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） <u>総務部長</u> <u>企画部長</u> <u>財務部長</u> <u>市民安全部長</u> 経済部長 <u>文化生涯学習部長</u> 福祉部長 こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 保健所長 保健所副所長 <u>病院長</u> 副病院長兼事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 教育総務部長 教育推進部長 教育指導担当部長	総括・情報班 <u>広域連携班</u> <u>災害時広報対策班</u> 避難所対策班 救援物資対策班 保健医療対策班 要配慮者対策班 衛生・災害廃棄物対策班 被災者生活再建対策班 応急復旧対策班	<u>総務部</u> <u>企画部</u> <u>財務部</u> <u>市民安全部</u> 経済部 <u>文化生涯学習部</u> 福祉部 こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 保健所部 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部											
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第3節 消火、救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>救急活動にあたっては、災害の規模や状況によりトリアージを実施し、緊急度・重症度の高い傷病者を優先的に処置・搬送します。</p>	<p>P113</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第3節 消火、救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>救急活動にあたっては、災害の規模や状況によりトリアージを実施し、緊急度・重要度の高い傷病者を優先的に処置・搬送します。</p>												

新	旧
<p>第1 消防活動 消防部、消防団 (略)</p> <p>1 消防活動の目的</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 救助活動 人命救助を最優先とし、救命措置を必要とする重症者を優先します。</p> <p>(3) 救急活動 災害の規模や状況により、トリアージを実施し、緊急度、重症度の高い傷病者を優先的に処置及び搬送します。</p> <p>2 略</p> <p>3 活動体制</p> <p>(1) 消防部隊の措置</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 通信連絡体制の確立 消防隊、救急隊、救助隊等は、指令情報課の指示により通信設備の機能試験を行い、通信連絡体制の確立にあたります。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>第2 各主体における役割 総括・情報班、消防部、消防団、自衛隊、自主防災組織</p> <p>1 市</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 市は、災害発生時に傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定します。</p> <p>(略)</p> <p>第4 要救助者の搜索 消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、自衛隊 市は、要救助者の搜索に関しては、自衛隊、警察及び防災関係機関の協力のもと、救出区域の分担や情報の共有化を図り、効果的な活動を行います。</p>	<p>第1 消防活動 消防部、消防団 (略)</p> <p>1 消防活動の目的</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 救助活動 人命救助を最優先とし、救命措置を必要とする重傷者を優先します。</p> <p>(3) 救急活動 災害の規模や状況により、トリアージを実施し、緊急度、重要度の高い傷病者を優先的に処置及び搬送します。</p> <p>2 略</p> <p>3 活動体制</p> <p>(1) 消防部隊の措置</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 通信連絡体制の確立 消防隊、救急隊、救助隊等は、通信指令室の指示により通信設備の機能試験を行い、通信連絡体制の確立にあたります。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>第2 各主体における役割 総括・情報班、消防部、消防団、自衛隊、自主防災組織</p> <p>1 市</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 市は、災害発生時に傷病者の緊急度や重傷度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定します。</p> <p>(略)</p> <p>第4 要救助者の搜索 消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、自衛隊 市は、要救助者の搜索に関しては、自衛隊、警察及び防災関係機関の協力のもと、救出区域の分担や情報の共有化を図り、効果的な活動を行います。</p>

新	旧
<p><u>また、市は要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行います。</u>なお、要救助者の捜索において、遺体を発見したときには<u>遺体収容施設へ搬送し、検死・調査等のため</u>警察に引き渡します。</p> <p>(略)</p>	<p>なお、要救助者の捜索において、遺体を発見したときには、警察に引き渡します。<u>多数遺体の場合は、遺体を遺体収容施設へ搬送します。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第4節 医療救護・保健活動 (略)</p> <p>第4 医療救護活動 <u>救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、市保健師(保健師班)、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部</u> (略)</p> <p>1 医療救護活動体制</p> <p>災害状況に応じて、医療救護所開設場所の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。</p> <p>また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。</p> <p>また、市のみでは医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、県知事に対し、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、保健医療活動チームの派遣要請を行います。</p> <p>市は、大規模災害が発生した場合、医療救護班を必要に応じて編成し、医療救護所へ派遣します。</p> <p>医療救護班は、保健医療対策班の指揮のもと、医療救護活動を実施します。</p> <p>(次ページ)</p>	<p>P 1 1 6 第5章 災害時の応急対策活動 第4節 医療救護・保健活動 (略)</p> <p>第4 医療救護活動 <u>救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、市保健師(保健師班)、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部</u> (略)</p> <p>1 医療救護活動体制 <u>(1) 保健医療対策班</u></p> <p>災害状況に応じて、医療救護所開設場所の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。</p> <p>また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。</p> <p>また、市のみでは医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、県知事に対し、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、保健医療活動チームの派遣要請を行います。</p> <p><u>(記載場所の変更)</u></p> <p>(次ページ)</p>

新

【医療救護体制】

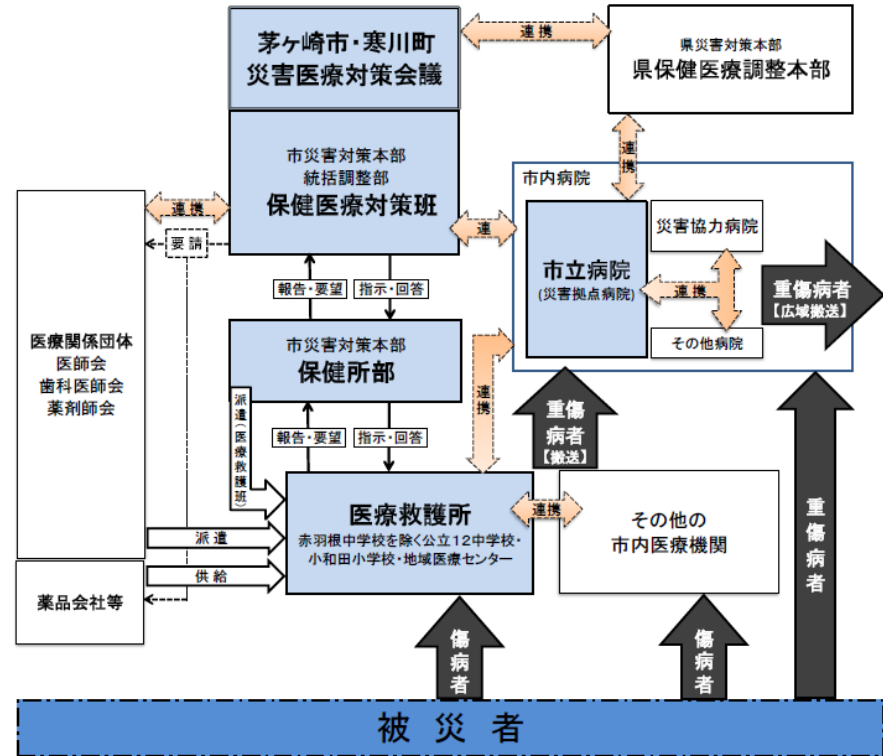


(記載場所の変更)

(略)
6 広報医療機関等への搬送及び収容対応
(略)

旧

【医療救護体制】



(2) 医療救護班

市は、大規模災害が発生した場合、医療救護班を必要に応じて編成し、医療救護所へ派遣します。

医療救護班は、保健医療対策班の指揮のもと、医療救護活動を実施します。

(略)
6 広報医療機関等への搬送及び収容対応
(略)

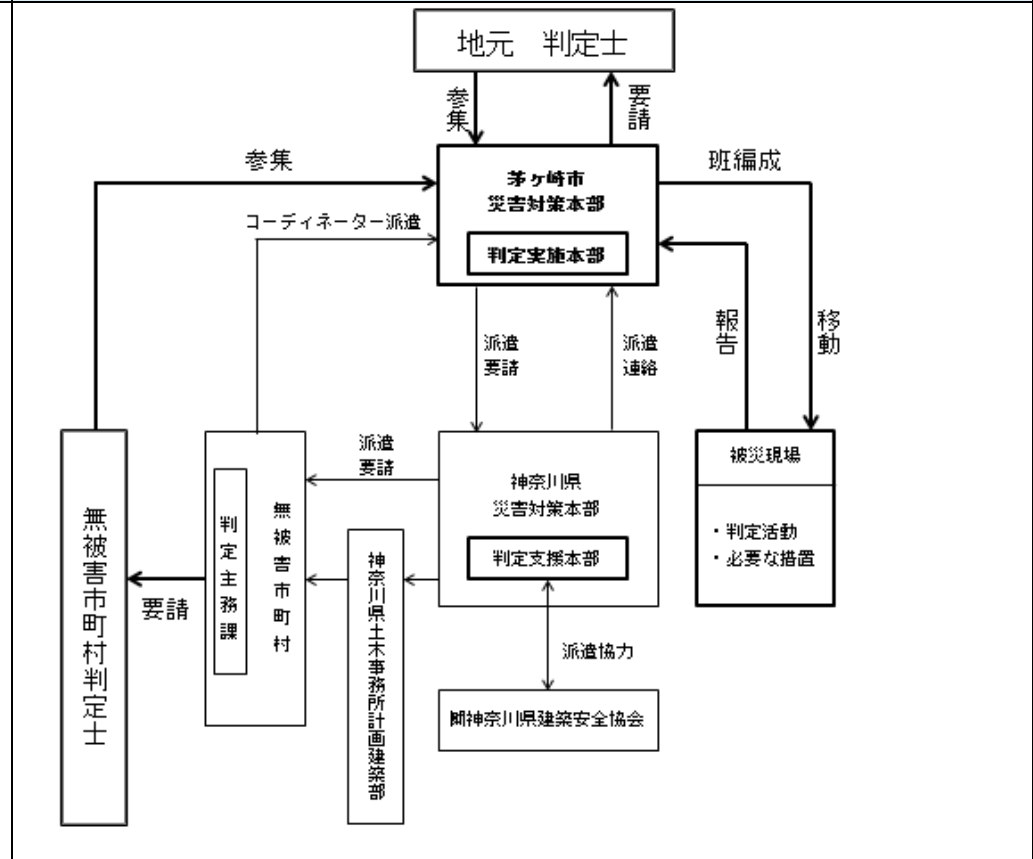
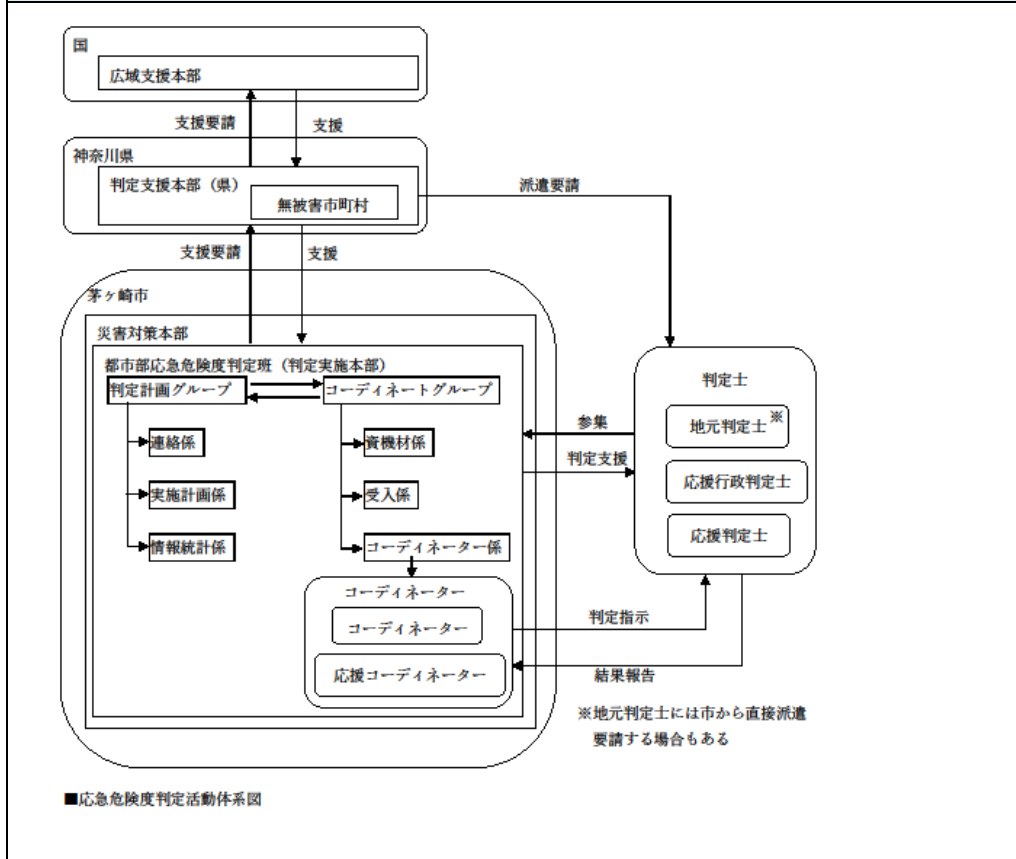
新	旧
<p>(1) 重傷病者の搬送 ア 搬送の方法 重傷病者の後方医療機関等への搬送は、原則として消防部が行います。ただし、消防部の搬送が困難なときは、<u>保健所部</u>がその対策を講じます。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 妊産婦等の搬送 医療救護班は、助産への対応要請があった場合は、妊産婦や新生児の状況に応じて、<u>茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて</u>、市内の受入れ可能な助産施設や中核病院である市立病院、基幹病院である東海大学医学部付属病院に搬送する手配をします。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 重傷病者の搬送 ア 搬送の方法 重傷病者の後方医療機関等への搬送は、原則として消防部が行います。ただし、消防部の搬送が困難なときは、<u>保健医療対策班</u>がその対策を講じます。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 妊産婦等の搬送 医療救護班は、助産への対応要請があった場合は、<u>保健医療対策班と連携し</u>、妊産婦や新生児の状況に応じて、市内の受入れ可能な助産施設や中核病院である市立病院、基幹病院である東海大学医学部附属病院に搬送する手配をします。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第5節 津波対策 (略) 第2 津波情報の伝達 <u>総括・情報班、企画政策部、くらし安心部、消防部、消防団、横浜地方気象台</u> 1 津波情報の受伝達 市は、あらゆる手段の活用を図り、市民が迅速かつ安全に避難できるよう、<u>津波注意報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を予め検討し</u>、津波注意報等を伝達します。</p> <p>(略)</p> <p>第5 津波対策における留意事項 <u>くらし安心部、消防部、消防団</u> 津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、<u>遠方で発生する</u>「遠地津波」と<u>近傍で発生する</u>「近地津波」に分類して考えられます。 <u>火山噴火による遠地津波などで正確な到達時刻や高さを予測することが困難な場合や、近地津波で安全な場所への避難に時間がかかる場合などでは、水防活動などに従事する職員の避難行動が困難になる状況も想定されることから、市は、これら職員の安全確保を第一に考え、避難誘導や水防活動においては従事職員が安全確実に避難できるよう十分な避難時間を確保す</u></p>	<p>P 1 2 2 第5章 災害時の応急対策活動 第5節 津波対策 (略) 第2 津波情報の伝達 <u>総括・情報班、災害時広報対策班、市民安全部、消防部、消防団、横浜地方気象台</u> 1 津波情報の受伝達 市は、あらゆる手段の活用を図り、市民が迅速かつ安全に避難できるよう、津波注意報等を伝達します。</p> <p>(略)</p> <p>第5 津波対策における留意事項 <u>市民安全部、消防部、消防団</u> 津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられます。<u>遠地津波の場合は原因となる地震発生等からある程度時間が経過した後、津波が襲来し、近地津波の場合は、原因となる地震発生等から短時間のうちに津波が襲来します。</u> <u>遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあります。近地津波で、安全な場所へ避難するための所要時間がかかる場合は、水防活動等に従事する職員自身の避難行動がと</u></p>

新	旧
<p><u>ることとします。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>れない場合も考えられます。</u></p> <p><u>このため、市は、水防活動等に従事する職員自身の安全を第一に考え、避難誘導や水防活動を実施する上で、安全な避難時間を確保します。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策 (略)</p> <p>第3 避難所の開設・運営 総括・情報班、避難所対策班、保健所部、教育部、 配備職員、自主防災組織 (略)</p> <p>1 避難所の開設 (1) 避難所 (略) (イ) 県立高等学校及び特別支援学校 (略)</p> <p>2 避難所の運営 (1) 避難所運営委員会 避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会の立ち上げに際しては、地域全体で避難者を支えることができるよう、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する防災リーダーなどの地域の人材に対して協力を求めつつ、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。 避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努めます。 (略)</p> <p>第4 指定避難所以外の公共施設の措置 避難所対策班、施設管理者 避難所（公立小・中学校）以外の公共施設（青少年会館・図書館等）では、施設や来館者等の安全確保、負傷者への適切な処置、安全な場所又は避難所</p>	<p>P 1 2 5 第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策 (略)</p> <p>第3 避難所の開設・運営 総括・情報班、避難所対策班、保健所部、教育部、 配備職員、自主防災組織 (略)</p> <p>1 避難所の開設 (1) 避難所 (略) (イ) 県立高等学校及び養護学校 (略)</p> <p>2 避難所の運営 (1) 避難所運営委員会 避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会は、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。 避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努めます。 (略)</p> <p>第4 指定避難所以外の公共施設の措置 避難所対策班、施設管理者 避難所（公立小・中学校）以外の公共施設（公民館・青少年会館・図書館等）では、施設や来館者等の安全確保、負傷者への適切な処置、安全な場所</p>

新	旧
<p>への誘導を行います。 (略)</p> <p>第6 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 避難所対策班、要配慮者対策班、文化スポーツ部、福祉部、子ども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署 (略)</p> <p>2 避難所における要配慮者に対する支援</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 市は、災害発生時に、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における災害時要配慮者の生活機能の低下の防止や安定的な日常生活への移行等の必要な支援を行うことができるよう、適宜、県に対してDWA T (Disaster Welfare Assistance Team : 災害派遣福祉チーム) の派遣を要請するなどの措置を実施します。なお、DWA Tの活動については次のとおりです。</u></p> <p><u>ア 要配慮者のスクリーニング及び福祉避難所等への移送検討</u></p> <p><u>イ 要配慮者の心身の状態の把握や日常生活上での支援</u></p> <p><u>ウ 一般避難所等内の環境整備</u></p> <p><u>エ 神奈川DWA T本部等への連絡調整</u></p> <p>(略)</p> <p>第9 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 被災者生活再建対策班、福祉部、都市部、建設部 (略)</p> <p>また、市は、災害対策本部の統括調整部に被災者生活再建対策班を設置し、被災者生活再建対策を講じます。 (略)</p>	<p>又は避難所への誘導を行います。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第6 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 要配慮者対策班、文化スポーツ部、福祉部、子ども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署 (略)</p> <p>2 避難所における要配慮者に対する支援</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第9 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 被災者生活再建支援班、福祉部、都市部、建設部 (略)</p> <p>また、市は、災害対策本部の統括調整部に被災者生活再建支援班を設置し、被災者生活再建対策を講じます。 (略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 (略)</p>	<p>P 1 3 9</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 (略)</p>

新	旧
<p>第4 県への食料及び生活必需物資等の供給要請 総括・情報班、救援物資対策班、関東農政局</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害救助法適用時の供給要請 (略)</p> <p>なお、農林水産省所管の政府所有食料の供給に関しては、県に供給を要請することとし、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀等の引取りに関する県の指示を受けることができない場合には、直接、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に要請することとします。</p> <p>第5 食料及び生活必需物資等の集積と配分 救援物資対策班、避難所対策班、経済部</p> <p>1 略</p> <p>2 物資拠点</p> <p>(1) 茅ヶ崎公園野球場</p> <p>(2) (株)茅ヶ崎青果地方卸売市場</p> <p>(3) 柳島スポーツ公園</p> <p>(4) 茅ヶ崎市北部地区防災備蓄倉庫</p> <p>(5) その他被災状況に応じ指定した場所</p> <p>(略)</p>	<p>第4 県への食料及び生活必需物資等の供給要請 総括・情報班、広域連携班、救援物資対策班、関東農政局</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害救助法適用時の供給要請 (略)</p> <p>なお、農林水産省所管の政府所有食料の供給に関しては、県に供給を要請することとし、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀等の引取りに関する県の指示を受けることができない場合には、直接、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）に要請することとします。</p> <p>第5 食料及び生活必需物資等の集積と配分 救援物資対策班、避難所対策班、経済部</p> <p>1 略</p> <p>2 物資拠点</p> <p>(1) 総合体育館</p> <p>(2) (株)茅ヶ崎青果地方卸売市場</p> <p>(3) 茅ヶ崎公園野球場</p> <p>(4) 柳島スポーツ公園</p> <p>(5) 茅ヶ崎市北部地区防災備蓄倉庫</p> <p>(6) その他被災状況に応じ指定した場所</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第11節 危険度判定活動 (略)</p> <p>第2 建築物応急危険度判定 都市部 (略)</p> <p>3 判定士の活動 (略)</p>	<p>P 1 4 5</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第11節 危険度判定活動 (略)</p> <p>第2 建築物応急危険度判定 都市部 (略)</p> <p>3 判定士の活動 (略)</p>

新 旧



第5章 災害時の応急対策活動
 第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動
 (略)
 第7 緊急通行車両の取扱い 経営総務部、各部
 1 緊急通行車両の確認
災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、災害が発生し、又は発生しようとしている時より前において、災害対策に車両を使用する必要が生じたときは、平常時に交付を受けた標章を掲示するとともに、緊急通行車両確

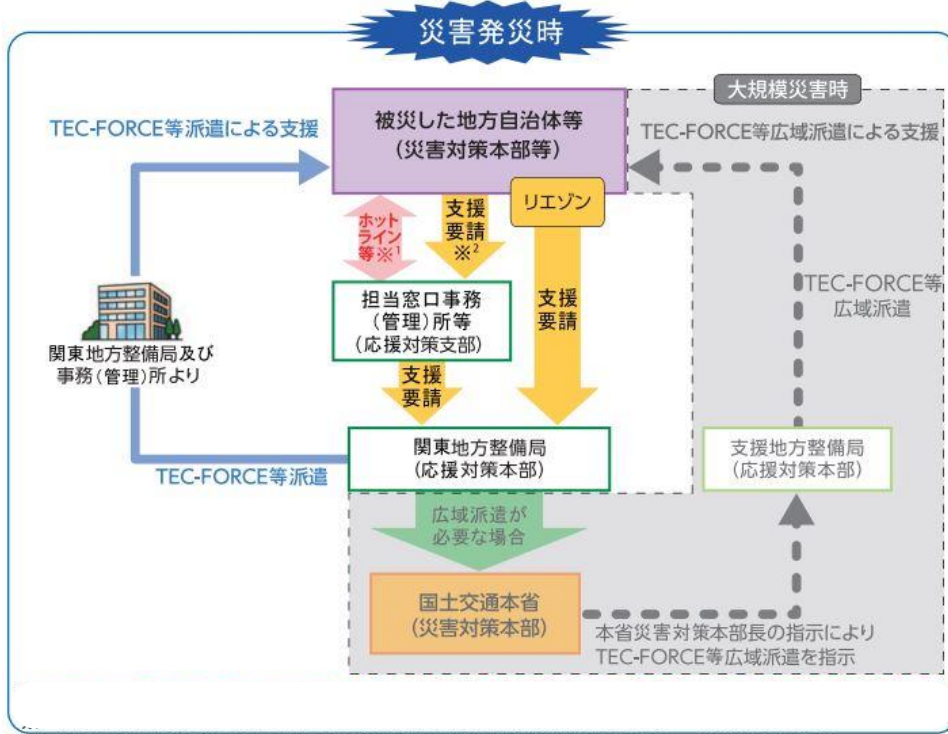
P149
 第5章 災害時の応急対策活動
 第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動
 (略)
 第7 緊急通行車両の確認手続き 財務部
 1 緊急通行車両（確認対象車両）
 緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。

新	旧
<p><u>認証明書</u>を車両に備えておくこととします。</p> <p>2 緊急通行車両の追加交付申請 <u>市は、平常時に標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるよう努めますが、災害の状況等に応じて、交付済車両以外の新たに災害対策に必要なとなった車両については、神奈川県警察本部等に交付申請を行います。</u></p> <p><u>(1) 緊急通行車両の種類</u> 緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。 ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示 イ 消防、水防その他の応急措置 ウ 被災者の救援、救助その他の保護 エ 施設及び設備の応急復旧 オ 清掃、防疫その他の保健衛生 カ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持 キ 緊急輸送の確保 ク 応急教育の実施 ケ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置</p> <p><u>(2) 交付手続き及び掲示等</u> <u>災害対策に車両を使用する必要があるときは、緊急通行車両確認申出書を神奈川県警察本部等に提出し、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受け、標章を掲示するとともに、緊急通行車両確認証明書を車両に備えておくこととします。</u></p>	<p>(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示 (2) 消防、水防その他の応急措置 (3) 被災者の救援、救助その他の保護 (4) 施設及び設備の応急復旧 (5) 清掃、防疫その他の保健衛生 (6) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持 (7) 緊急輸送の確保 (8) 応急教育の実施 (9) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置</p> <p>2 緊急通行車両の確認 災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次に依ります。 (1) 交付手続き 災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要があるときは、上記の事前届出済の車両については、直ちに市が事前届出済証を警察署等に提出し、標章の交付を受け、各該当車両に掲示するものとします。 市は、災害発生後、確認対象車両以外の新たに災害対策に必要なとなった車両については、県公安委員会に交付申請を行います。</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第13節 ライフライン等の応急復旧活動 (略) 第3 電力施設 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社 (略) 5 広報 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定につ</p>	<p>P151 第5章 災害時の応急対策活動 第13節 ライフライン等の応急復旧活動 (略) 第3 電力施設 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社 (略) 5 広報 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定につ</p>

新	旧
<p>いて、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やインターネット、広報車等を通じて広報します。</p> <p>第4 都市ガス施設 東京ガスネットワーク(株)</p> <p><u>東京ガスネットワーク(株)</u>は、供給エリア内に設置した地震計で、ガス管に被害を及ぼすような大きな揺れを感知した場合には、二次災害を防止するために自動的にガスの供給を停止します。(略)</p> <p>1 非常体制の設置 <u>災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に対処するための非常体制を設置します。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 災害時における広報 (1) 略 (2) 広報の方法 <u>広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知します。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図ります。</u> <u>ガスの供給停止地域や復旧状況等の最新情報は、東京ガスグループホームページの「復旧マイマップ」で周知します。</u></p>	<p>いて、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車等を通じて広報します。</p> <p>第4 都市ガス施設 東京ガスグループ</p> <p><u>東京ガスグループ</u>は、供給エリア内に設置した地震計で、ガス管に被害を及ぼすような大きな揺れを感知した場合には、二次災害を防止するために自動的にガスの供給を停止します。(略)</p> <p>1 体制の確立 <u>災害発生した場合に対処するための非常体制は次のとおりです。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 災害時における広報 (1) 略 (2) 広報の方法 <u>地方自治体等の関係機関と連携しながら、ガス施設の被害状況、復旧予定等テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知します。</u> <u>ガスの供給・復旧状況等については、東京ガスグループホームページの「復旧マイマップ」で周知します。</u></p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第16節 広域応援・受援活動 (略)</p> <p>第2 職員の派遣要請 総括・情報班、経営総務部 (略)</p> <p>3 応急対策職員派遣制度に基づく職員の派遣 (略)</p>	<p>P161</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第16節 広域応援・受援活動 (略)</p> <p>第2 職員の派遣要請 総括・情報班、広域連携班、総務部 (略)</p> <p>3 応急対策職員派遣制度に基づく職員の派遣 (略)</p>

新	旧
<p>(1) <u>総括支援チームの派遣</u> <u>総括支援チームは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員ニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援することを役割としています。</u> <u>災害マネジメントの対象業務は多岐にわたることから、総括支援チームは、災害マネジメント総括支援員と、それをサポートする災害マネジメント支援員で構成され、災害の規模や派遣の時期等に応じて柔軟にチームを編成することができるとされています。</u></p> <p>(2) <u>対口支援チームの派遣</u> <u>避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、被災市区町村ごとに原則として1対1で割り当てられた都道府県又は指定都市（以下、「対口支援団体」という。）が応援職員を派遣します。対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村の応援職員に関するニーズ等を把握しながら、それを踏まえた応援職員の派遣等の支援を継続的に行うこととなっています。</u></p> <p>(3) <u>追加の対口支援団体の派遣</u> <u>当初の対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村に追加の対口支援団体による応援職員の派遣が行われます。</u></p> <p>(略) 第9 緊急災害対策派遣隊、情報連絡員の要請受入れ 総括・情報班、京浜河川事務所、横浜国道事務所</p> <p>(次ページ)</p>	<p>(1) <u>災害対応業務の応援職員の派遣</u> <u>避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、被災市区町村ごとに原則として1対1で割り当てられた都道府県又は指定都市（以下、「対口支援団体」という。）が応援職員を派遣します。対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村の応援職員に関するニーズ等を把握しながら、それを踏まえた応援職員の派遣等の支援を継続的に行うこととなっています。</u></p> <p>(2) <u>災害マネジメント総括支援員の派遣</u> <u>災害マネジメント総括支援員は、総務省が平時において地方公共団体からの推薦を受けて登録された者で、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援することを役割としています。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(略) 第9 緊急災害対策派遣隊、情報連絡員の要請及び受入れ 総括・情報班、京浜河川事務所、横浜国道事務所</p> <p>(次ページ)</p>

新



災害状況から判断し、要請を待たずに支援する場合があります。

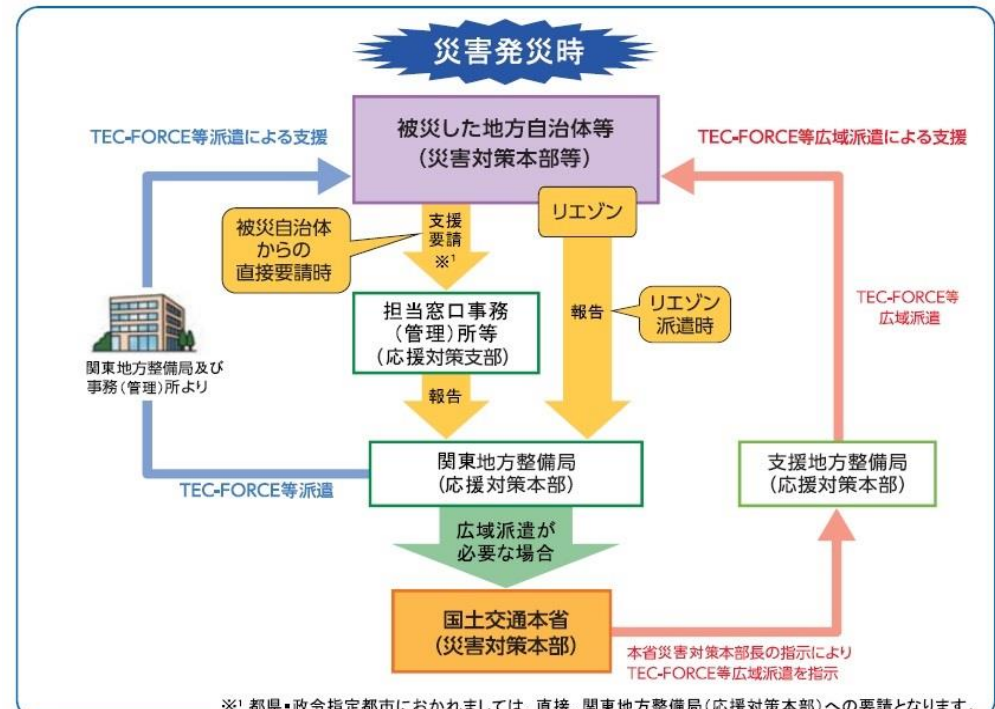
※1：災害発生時、またはそのおそれがある場合は担当窓口事務（管理）所から地方自治体等へ支援要請の確認をします。

※2：都県・政令都市においては直接、関東地方整備局（応援対策本部）への要請となります。

※3：市は、国の担当窓口との連絡調整について、県に対して適宜実績報告等の情報提供を実施します。

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の災害規模に応じた支援の仕組み（出典 国土交通省資料より抜粋）

旧



※1 都県・政令指定都市におかれましては、直接、関東地方整備局（応援対策本部）への要請となります。

災害状況から判断し、要請を待たずに支援する場合があります。

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の災害規模に応じた支援の仕組み（出典 国土交通省資料より抜粋）

新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第17節 ボランティア活動 (略)</p> <p>第1 災害ボランティアセンターの開設 広域連携班、監査部、市社会福祉協議会 (略)</p> <p>3 活動拠点の確保 市は災害ボランティアセンターとして文化会館の一部を確保するとともに、必要な資機材の調達支援等を行います。 (略)</p> <p>第6 関係者による情報共有会議の開催 統括調整部、市社会福祉協議会 市及び社会福祉協議会は、地域で活動するNPO・ボランティア（災害中間支援組織を含む）等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設け、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、団体間で連携のとれた支援活動を展開するよう努めます。</p>	<p>P166 第5章 災害時の応急対策活動 第17節 ボランティア活動 (略)</p> <p>第1 災害ボランティアセンターの開設 広域連携班、監査部、市社会福祉協議会 (略)</p> <p>3 活動拠点の確保 市は災害ボランティアセンターとして公共施設の一部を確保するとともに、必要な資機材の調達支援等を行います。 (略)</p> <p>第6 関係者による情報共有会議の開催 統括調整部、市社会福祉協議会 市及び社会福祉協議会は、地域で活動するNPO・ボランティア（中間支援組織を含む）等と、情報を共有する場を設け、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、団体間で連携のとれた支援活動を展開するよう努めます。</p>
<p>第6章 復旧・復興対策 第1節 復興体制の整備 (略)</p> <p>第2 人的資源の確保 経営総務部 (略)</p> <p>1 派遣職員の受入れ 不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、復旧・復興支援技術職員派遣制度、協定等に基づき、職員の派遣、又はあつ旋の要請を行い、職員を受け入れます。 (略)</p>	<p>P173 第6章 復旧・復興対策 第1節 復興体制の整備 (略)</p> <p>第2 人的資源の確保 総務部 (略)</p> <p>1 派遣職員の受入れ 不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、応急対策職員派遣制度、協定等に基づき、職員の派遣、又はあつ旋の要請を行い、職員を受け入れます。 (略)</p>
<p>第6章 復旧・復興対策 第2節 被災状況の調査</p>	<p>P174 第6章 復旧・復興対策 第2節 被災状況の調査</p>

新							旧			
(略)							(略)			
第2 罹災証明書等の交付							第2 罹災証明書等の交付			
(略)							(略)			
1 証明の範囲							1 証明の範囲			
(略)							(略)			
(1) 建物被害							(1) 建物被害			
ア 全壊・大規模半壊・ <u>中規模半壊</u> ・半壊・ <u>準半壊</u> ・一部損壊							ア 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊			
イ 全焼・半焼・部分焼・ <u>ぼや</u>							イ 全焼・半焼・部分焼			
(略)							(略)			
2 被害の判定基準							2 被害の判定基準			
被害認定は、内閣府「災害の被害認定基準」等に基づき市が行います。							被害認定は、内閣府「災害の被害認定基準」等に基づき市が行います。			
<u>(1) 地震・水害・風害の場合</u>										
	<u>全壊</u>	<u>半壊</u>			<u>準半壊</u>	<u>一部損壊</u>	<u>全壊</u>	<u>半壊</u>		
		大規模半壊	<u>中規模半壊</u>	半壊			大規模半壊	<u>その他</u>		
①損壊基準判定 住家の損壊、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	<u>70%以上</u>	<u>50%以上</u>	<u>30%以上</u>	<u>20%以上</u>	<u>10%以上</u>	<u>10%未満</u>	70%以上	<u>50%以上</u> 70%未満	<u>20%以上</u> <u>50%未満</u>	
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	<u>50%以上</u>	<u>40%以上</u>	<u>30%以上</u>				50%以上	<u>40%以上</u> 50%未満	<u>20%以上</u> <u>40%未満</u>	
<u>(2) 火災の場合</u>										
	<u>全焼</u>	<u>半焼</u>	<u>部分焼</u>	<u>ぼや</u>						
<u>焼損程度</u> <u>建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額に占める割合</u>	<u>70%以上</u>	<u>20%以上</u> <u>70%未満</u>	<u>20%未満</u> <u>でぼやに該当しないもの</u>	<u>10%未満</u> <u>で焼損面積が1㎡</u>						
							(新設)			

新					旧
				未満、又は収容物のみが焼損したものの	(略)
(略)					
<p>第6章 復旧・復興対策 第3節 生活再建支援対策</p> <p><u>過去の災害では、支援の必要性を訴えることができない方、在宅避難者の増加などにより支援漏れが生じるなどの問題がありました。</u></p> <p><u>こうした状況を踏まえ、市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、きめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めます。</u></p> <p>第1 災害相談対策 企画政策部、くらし安心部</p> <p>(略)</p>					<p>P 1 7 8</p> <p>第6章 復旧・復興対策 第3節 生活再建支援対策 (新設)</p> <p>第1 災害相談対策 企画部、市民安全部</p> <p>(略)</p>